

## 第9章 景観計画の推進に向けて

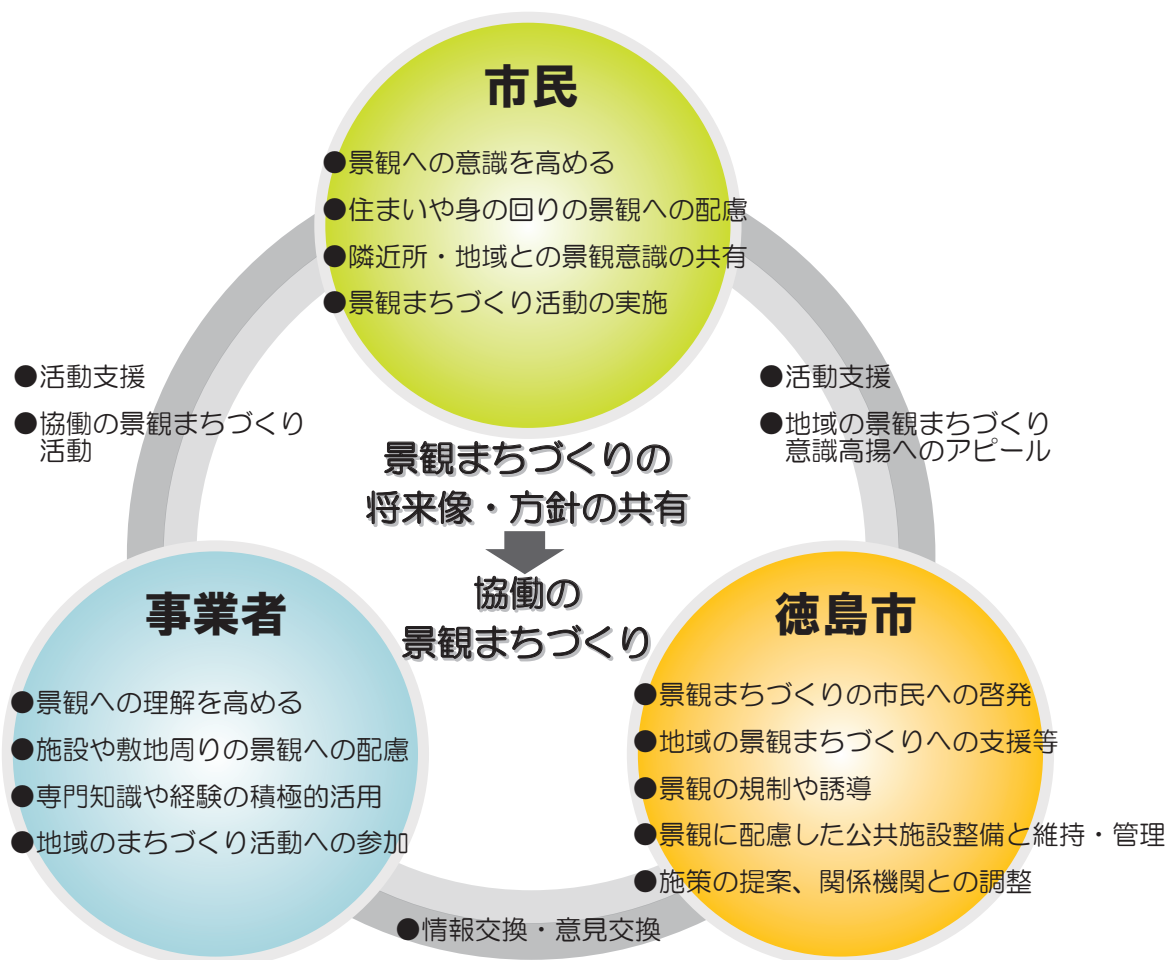
### 9-1 市民・事業者・行政との協働の取り組み

#### (1) 協働の景観まちづくり

景観は、単なる風景、建造物やまち並みなどの物理的空間だけでなく、地域の自然、歴史や文化等との関わりや個人から地域のコミュニティに広がる生活風景、さらに広域的な社会活動そのものにより創りだされるものです。

また、本市の景観形成の基本方針に「市民の共有財産という自覚に基づき、公・共・私の協働による景観形成を図ります」とあるように、良好な景観まちづくりを行うためには、住んでいる地域の景観特性を一人ひとりが理解し、共通認識のもとに協働して取り組むことが重要です。

本市では、市民、事業者、行政が協働して、景観まちづくりを行います。



## (2) それぞれの役割

市民、事業者、市が協働して景観まちづくりを推進するため、それぞれの役割を定めます。

### <市民の役割>

市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、景観まちづくりに対する関心を持つとともに、積極的に取り組んでいくことが望めます。また、市が実施する良好な景観形成の推進に関する施策への協力が求められます。

- 景観への意識を高める
  - ・身の回りの課題や景観資源の発見
- 住まいや身の回りの景観への配慮
  - ・暮らしのなかでの身近な道路や公園の清掃活動
  - ・家屋の新築、増・改築する際の景観への配慮
  - ・家周りの植栽とその管理
- 隣近所・地域との景観意識の共有
  - ・隣近所との協調による景観まちづくりの推進
- 景観まちづくり活動の実施
  - ・景観まちづくりに関するイベント・市民活動への参加
  - ・地域での景観まちづくりに関する提案

### <事業者の役割>

事業者は、その事業活動に関し、専門的知識、経験等を活用し、積極的な景観まちづくりへの参加や取り組みが望めます。また、市が実施する良好な景観形成の推進に関する施策への協力が求められます。

- 景観への理解を高める
  - ・周辺地域での課題や景観資源の発見
- 施設や敷地周りの景観への配慮
  - ・建物周辺における植栽、街灯などの維持管理
  - ・屋外広告物のデザインへの配慮
  - ・沿道へのデザインの配慮
  - ・周辺地域にふさわしい施設づくり
- 専門知識や経験の積極的活用
- 地域の景観まちづくり活動への参加
  - ・周辺事業者との協働による景観まちづくりの推進
  - ・景観まちづくりに関する地域イベント・市民活動への参加

### <徳島市の役割>

市は、良好な景観形成の推進に関する総合的な施策を企画・立案し、これを実施する必要があります。また、市民や事業者が行う景観まちづくり活動への支援や景観形成に関する知識の普及・啓発を図ることが求められます。

また、公共施設整備に当たっては、地域の景観特性や周辺景観に配慮し、地域の景観まちづくりの先導的な役割を果たします。

- 景観まちづくりの市民への啓発
  - ・ 景観まちづくりのシンポジウム、勉強会等の開催
  - ・ 顕彰制度等の活用による景観まちづくりの推進
  - ・ 景観まちづくりに対する市民の意見・意向の収集や分析
- 地域の景観まちづくりへの支援等
  - ・ 景観まちづくり推進のための職員の育成
  - ・ 景観まちづくりを円滑に進めるための体制づくり
  - ・ 地域の景観まちづくり活動への支援
- 景観の規制や誘導
- 景観に配慮した公共施設整備と維持・管理
- 施策の提案、関係機関との調整
  - ・ 地区計画、建築協定など景観まちづくりを支援する制度の積極的活用
  - ・ 国、県、関係機関との調整

## 9-2 景観まちづくりの推進と推進体制

### (1) 地域における景観まちづくりの推進

地域特性を生かし、地域に根ざした景観まちづくりを行っていくことが重要です。ここでは、地域における景観まちづくりの推進に求められる手法を示します。

地域における景観まちづくりを推進するには、次の3つの段階があります。

#### ◆ Step 1 意識づくり

住民一人ひとりが景観まちづくりに対して主体意識を持つことから始めます。身近な暮らしのなかの生活景観や周辺地域に広がる景観特性に関心を持ち、理解を深めることで、地域の価値を発見し、共有し、育むことが大切となります。



#### ◆ Step 2 場・構想づくり

住民の意識が高まった後は、地域で話し合いの場を持ち、景観まちづくりの目標や活動内容を決めることが必要です。話し合いを重ね、地域の景観まちづくりの将来像を共有することが大切となります。



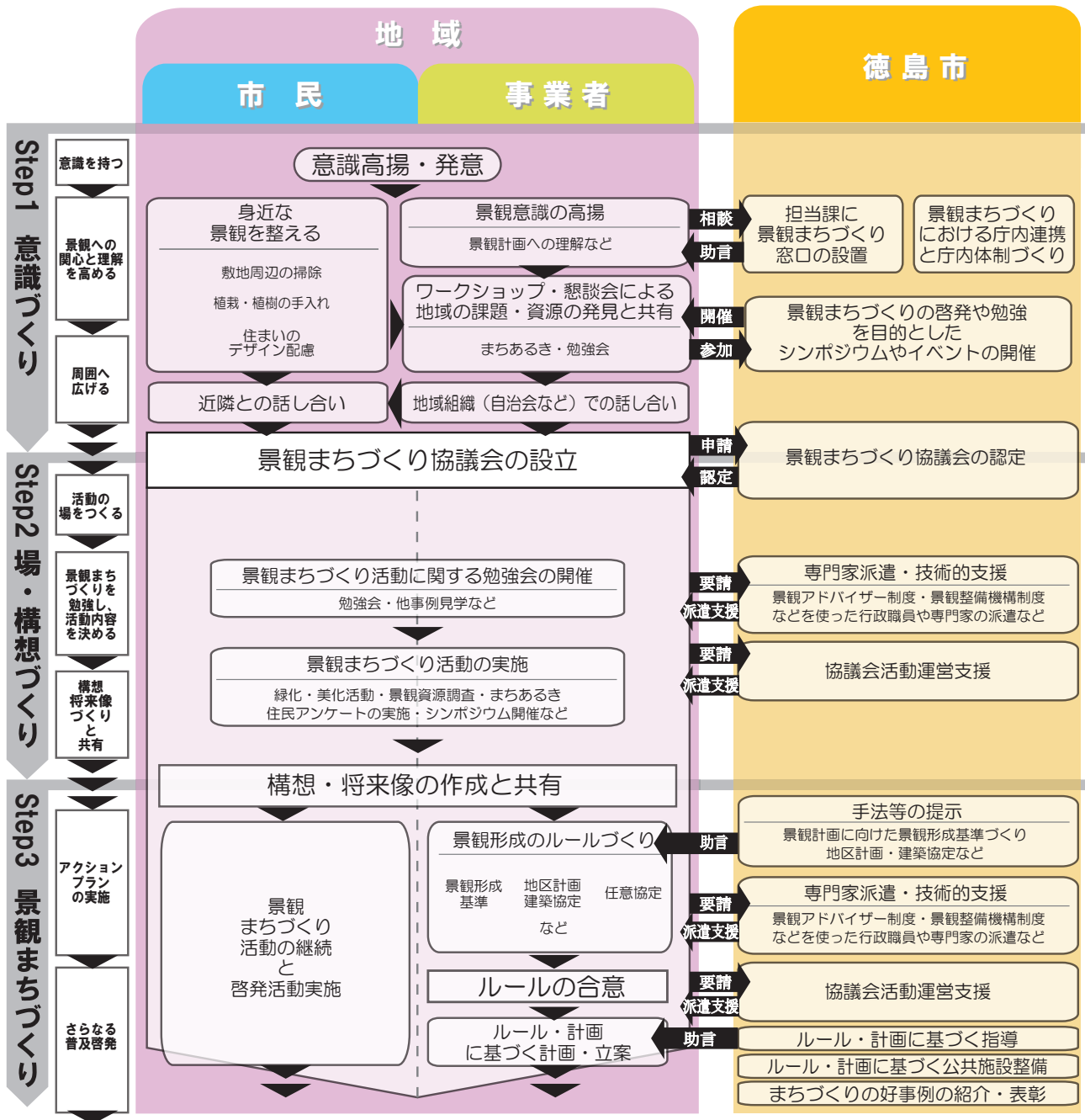
#### ◆ Step 3 景観まちづくり

地域で景観まちづくりの構想・将来像を作成し、共通認識のもとに実践します。具体的なルールづくりやまちづくり活動を実践することで、地域の人々の目にふれる良好な景観が広がれば、地域の価値も向上します。これらを積み重ねることにより、景観まちづくりへの関心が高まり、地域活動への参加が増えることが大切となります。



**地域における景観まちづくりの推進**

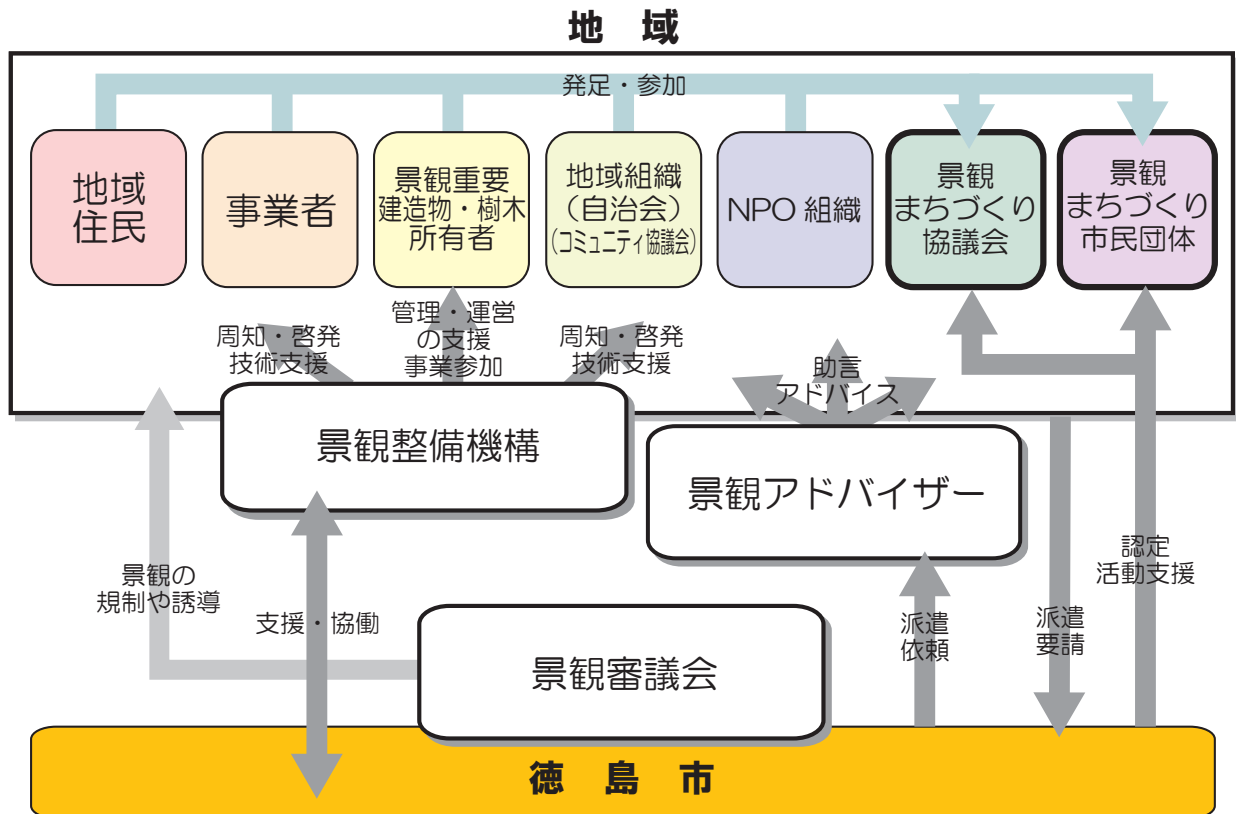
地域における景観まちづくり推進プロセス（例）



地域における景観まちづくりの推進

## (2) 景観まちづくりの推進体制

景観まちづくりを推進するためには、市民、事業者、市との協働による継続的な推進体制を整える必要があります。また、様々な活動に対して、市民、事業者、市、景観まちづくり協議会、景観まちづくり団体、景観整備機構、景観アドバイザーなどが連携し、また支援することにより、景観まちづくりを推進していきます。



景観まちづくりの推進体制（例）

## (3) 景観まちづくりの支援制度

本市では、地域の景観まちづくり活動を支援するために、様々な取り組みを検討します。

### ◆景観まちづくり市民団体・景観まちづくり協議会登録制度

景観まちづくり活動を行うことを目的とした団体・組織を認定し、支援対象団体とすることを検討します。景観まちづくり協議会は、ルール策定団体として支援を検討します。

### ◆景観整備機構登録制度

景観形成に関する業務を行う NPO 法人や公益法人等からの申請によって、景観整備機構として指定することを検討します。

### 9-3 成長する景観計画

#### (1) 成長する景観計画

本市では、景観まちづくりや景観計画の充実を図るため、地域の景観まちづくりへの気運の高まりや社会状況・地域特性などの変化に応じ、内容の検証や見直し・拡充を検討し、追記・変更等が可能な「成長する景観計画」を目指します。

##### ◆ 成長する景観計画 Point 1

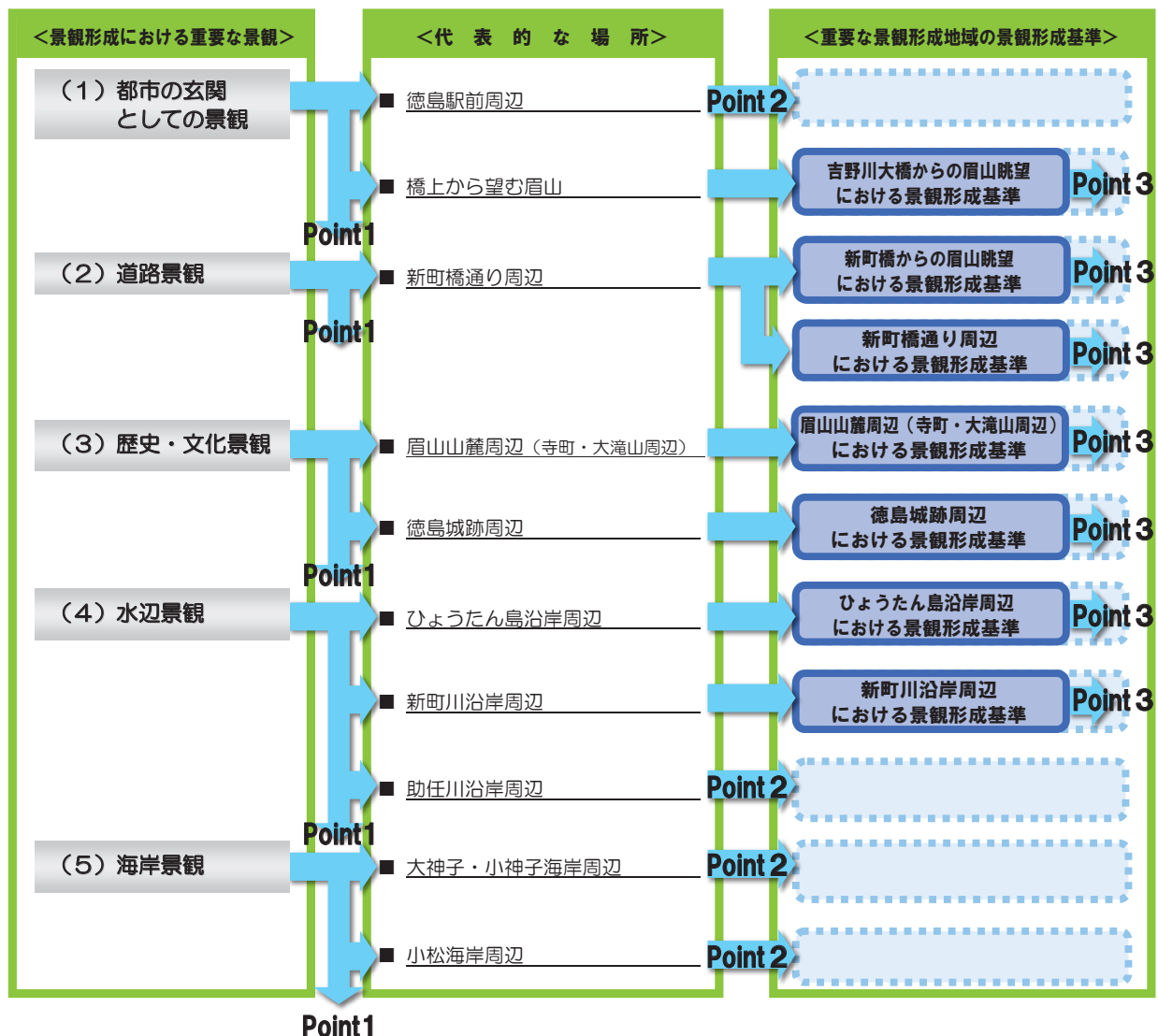
重要な景観において、市民や地域の気運が高まれば（場所ごとに協議会を設立など）、景観計画の「代表的な場所・方針」に追記・変更等を検討します。

##### ◆ 成長する景観計画 Point 2

場所・方針を定めた後、景観形成のためのルールを求める気運が高まれば、景観計画の「重要な景観形成地域の景観形成基準」に追記・変更等を検討します。

##### ◆ 成長する景観計画 Point 3

「重要な景観形成地域の景観形成基準」を定めた後、社会状況・地域特性の変化などの動向に応じ、基準内容の見直しや拡充、届出対象行為の修正・変更などを検討します。

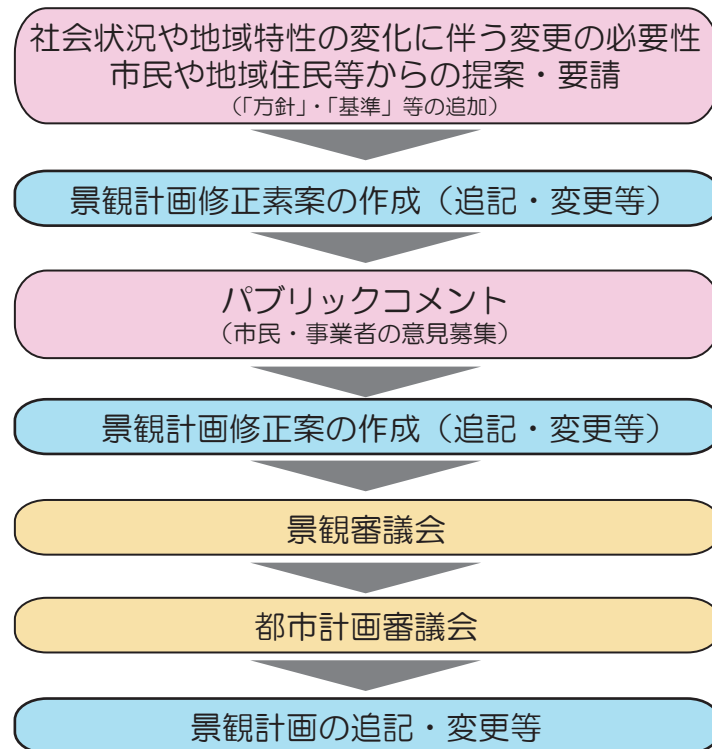


## (2) 景観計画の追記・変更の手続

市民や地域住民などからの提案や要請等を受けて、景観計画の追記・変更等を行う場合には、まずは修正素案を作成します。

次に、修正素案について、パブリックコメント手続等により市民や事業者からの意見を参考に修正案を作成します。

その後、景観審議会や都市計画審議会の意見を踏まえたうえで、景観計画の追記・変更等を行います。



景観計画の追記・変更等の手続 (例)



## 9-4 届出対象行為等と審査の流れ

### (1) 届出対象行為と特定届出対象行為

届出対象行為（第5章 5-2 参照）となる建築行為等の着手前には、景観法第16条第1項の規定に基づき、届出を行う必要があります。

なお、届出対象行為のうち、次のいずれかに該当する行為については、特定届出対象行為とします。

#### <特定届出対象行為となる規模等>

- 延べ（床）面積 3,000㎡を超えるもの
- 高さ 30 mを超えるもの
- 重要な景観形成地域における届出対象行為となるもの

### (2) 審査の流れ

#### ◆事前協議

- 届出対象行為については、景観形成の方針や基準との不適合をさけるため、計画・設計中の早い段階から事前協議を受けることとし、適合した計画となるよう相談や助言を行います。また、必要に応じて、景観アドバイザーの専門的な助言を求めます。

#### ◆審査

- 届出が行われると、その行為が景観形成の方針や基準に適合しているかの審査を行います。ただし、本市の良好な景観形成に大きな影響を及ぼす行為と認められる場合には、景観審議会の意見聴取を行ったうえで、適合・不適合の判断を行う場合があります。
- 届出をした日から原則 30 日経過後でなければ、行為に着手することができません。
- 届出の際、視点場からのシミュレーション画像等の提出※1を求める場合があります。

※1 『都市の玄関としての景観』の代表的な場所である「吉野川大橋からの眉山眺望」と『道路景観』の代表的な場所である「新町橋通り周辺」の「新町橋からの眉山眺望」に関しては、視点場からのシミュレーション画像等の提出を求め場合があります。

#### ◆基準等に不適合となる場合

##### 【勧告】

景観形成の方針や基準に適合していないと判断された場合、周辺景観や良好な景観形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為に対しては、基準等に適合するように助言・指導を行ったうえで、景観法第16条第3項の規定に基づき、必要な措置をとるよう勧告することがあります。

##### 【変更命令】

特定届出対象行為で、景観計画に定める景観形成基準の意匠・形態、色彩の基準に適合していないと判断された場合には、景観審議会の意見を行ったうえで、景観法第17条第1項の規定に基づき、設計の変更などの命令対象となることがあります。この場合、届出をした日から行為の着手までの期間を最大 90 日に延長することがあります。

なお、命令違反には景観法第102条の規定に基づく罰則が適用されることがあります。

《 審査の流れ 》

